

北海道庁 府県

42 行幸啓の節学校職員・学生・生徒・児童敬礼方に関する件訓令 [昭和十二年六月]

加筆
発普一八号
定決裁
5月31日
文書課長
(有原)印
送発
6月1日
起案者
(久村)印

昭和十二年二月二十四日起案

学務課長 (堀池)印
 事務官 (青戸)印
 普通学務局長 花押 (菊池)印

大臣 花押 (木戸)

次官 (前原)印

専門学務局長 花押 (伊東)印

実業学務局長 (藤野)印

社会教育局長 (山川)印

秘書課長 (小笠原)印

督学官 (龍山)印 (倉林)印

審査委員 (櫻井)印 (下村)印 (服部)印 (朝比奈)印

(有光)印

(田中)印 (清水)印

(朝比奈)印 (松尾)印

(鴨狩)印 (槐)印 (久芳)印

(神野)印 (宮坂)印 (岡村)印 (渡邊)印 (春山)印

(下 札)

行幸啓の節学校職員学生生徒児童敬礼方二関スル件

訓令案

(注記2) 文部省訓令第 号

直轄学校

公私立ノ大学、高等学校及専門学校

行幸啓ノ節学校職員学生生徒児童敬礼方左ノ通定ム学校長及地方長官ハ本訓令ニ則リ学校職員学生生徒児童ニ対シ平素周到ナル訓練ヲ施シ以テ敬礼方ニ関シ遺憾ナキ様適當ナル措置ヲ講ズベシ

(注記3)

昭和十二年 月 日

文部大臣

第一 行幸啓ノ節学校職員学生生徒児童敬礼方
 学校職員及指揮者ノ位置並ニ部隊編成
 指揮者ハ各部隊ノ右翼ニ位置ス

御車又ハ御召列車ガ左翼ヨリ御通過ノ節ハ前二項中右翼トアルヲ左翼トス
 各部隊ノ長サハ地域其ノ他ノ情况ニ依リ一指揮者ノ指揮シ得ル範囲内ニ於テ適宜之ヲ定ム

第二 敬礼

甲 学生生徒児童ノ敬礼

一 武装セル場合

(一) 指揮者ハ予メ著剣セシメ先乗ガ其ノ部隊ノ先頭ニ差懸リタルトキ「気ヲ著ケ」ノ号令ヲ下シ御車ガ凡ソ二十五米ノ距離ニ近ヅキタルトキ「捧ゲ銃」ノ号令ヲ下シ御車ガ其ノ部隊ヲ離ルルコト凡ソ十五米ノトキ「立テ銃」ノ号令ヲ下ス

(一) 御召列車御通過ノ節ハ指揮者ハ^(加筆)「予メ著剣セシメ」御

召列車ガ其ノ部隊ヨリ凡ソ千米ノ距離ニ差懸リタル

トキ「氣ヲ著ケ」ノ号令ヲ下シ凡ソ百米ノ距離ニ於

テ「^(加筆)捧ゲ銃」ノ号令ヲ下シ御召列車ガ^(加筆)「其ノ」部隊ヲ

離ルルコト凡ソ六十米ノトキ「立テ銃」ノ号令ヲ下

ス

二 武装セザル場合(女子ヲ含ム)

(一) 立礼

イ 指揮者ハ先乗ガ其ノ部隊ノ先頭ニ差懸リタルトキ

「氣ヲ著ケ」「脱帽」ノ号令ヲ下シ御車ガ凡ソ六十

米ノ距離ニ近ツキタルトキ「礼」ノ号令ニ依リ上

体ヲ約三十度前方ニ屈セシメ直ニ「直レ」「頭右

(又ハ左)」ノ号令ヲ下シテ目迎目送セシメ御車ガ

其ノ部隊ヲ離ルルコト凡ソ十五米ノトキ「直レ」

ノ号令ヲ下シテ不動ノ姿勢ニ復セシメ適當ノ時ニ

「著帽」「休メ」ノ号令ヲ下ス

ロ 御召列車御通過ノ節ハ指揮者ハ御召列車ガ其ノ部

隊ヨリ凡ソ千米ノ距離ニ差懸リタルトキ「氣ヲ著

ケ」「脱帽」ノ号令ヲ下シ御召列車ガ凡ソ二百米

ノ距離ニ近ツキタルトキ「礼」ノ号令ニ依リ上体

ヲ約三十度前方ニ屈セシメ直ニ「直レ」「頭右

(又ハ左)」ノ号令ヲ下シテ目迎目送セシメ御召列

車ガ其ノ部隊ヲ離ルルコト凡ソ六十米ノトキ「直

レ」ノ号令ヲ下シテ不動ノ姿勢ニ復セシメ適當ノ

時ニ「著帽」「休メ」ノ号令ヲ下ス

(二) 坐礼

立礼ニ準ズ但シ「氣ヲ著ケ」ノ号令ニテ端坐セシム

坐礼ノ場合ニ於ケル敬礼ハ両手ノ指ヲ揃ハ膝前約二

十糎ノ所ニ八字形ニ置キ指尖ノ間約十糎トシ上体ヲ

前方ニ屈シ額ハ坐面ヨリ約七、八糎ノ所迄下グルヲ

度トス

端坐ノ姿勢ハ両足ノ拇趾ヲ少シク重ネテ坐シ上体ヲ

真直ニシ両手ハ膝ノ上ニ置キ眼ハ前方ヲ正視ス

三 武装セル者ト武装セザル者トハ各別ニ部隊ヲ編成スル

ヲ原則トスルモ両者ヲ以テ一部隊ヲ編成セザルベカラ

ザルトキハ武装セザル者ハ一ノ場合ニ於ケル「捧ゲ

銃」ノ号令ニ依リ頭右(又ハ左)ヲ為シテ目迎目送シ

「立テ銃」ノ号令ニ依リ元ノ姿勢ニ復スルモノトス

四 ^(抹消)「御」徒歩又ハ御乗馬ノ節ハ一及ニ準ジ適宜之ヲ

行フモノトス

乙 学校職員及指揮者ノ敬礼

甲ニ準ズルモノトス但シ指揮者帯刀ノ場合ニ在リテハ刀

ニ依ル敬礼ヲ為スモノトス

丙 校旗ノ敬礼

特別ノ場合ヲ除クノ外校旗ノ敬礼ヲ行フモノトス

校旗ノ敬礼ハ指揮者ノ下ス「捧ゲ銃(又ハ「礼」)」ノ号

令ニテ校旗ヲ持スル腕ヲ前方ニ伸シテ目迎目送シ「立テ

銃(又ハ目迎目送後ノ「直レ」)」ノ号令ニテ其ノ腕ヲ元

ノ位置ニ復スルモノトス

第三 服装

甲 制服ヲ着用スルモノトス但シ服制ナキ場合ニ在リテハ概
ネ左ノ標準ニ依ル

一 男子職員

(一) 洋服ノ場合

成可ク「フロックコート」又ハ「モーニングコー

ト」「シルクハット」又ハ黒山高帽、黒靴トス但シ

背広服(又ハ詰襟)、中折帽ヲ着用スルモ妨ナシ

(二) 和服ノ場合

成可ク紋附羽織、袴及^(襟)足袋トス

二 女子職員

成可ク白襟紋服、袴及白足袋トス但シ洋服ヲ着用スル

モ妨ナシ

三 学生生徒児童

清楚ヲ旨トシ和服ノ場合ハ成可ク袴及足袋ヲ着用セシ

ム

乙 「気ヲ著ケ」ノ号令直前外套、コート、肩掛等ヲ脱ギ傘

ヲ置ミ容儀ヲ整ヘシムベキモノトス但シ外套ノ上ニ武装

セル場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

丙 雨雪ノ際ハ概ネ雨具着用ノ儘敬礼ヲ行フモノトス

附則

明治四十三年文部省訓令第十八号行幸啓ノ節学生生徒敬礼方ハ
之ヲ廃止ス

宮内大臣官房
秘書課 宮發第四六号

昭和十二年二月六日

(注記4)

宮内次官男爵 白根松介 印

契印

去月二十六日附發普一八号ヲ以テ御照会ニ係ル行幸啓ノ節学校
職員学生生徒児童敬礼方ニ関スル件当省トシテハ異存無之候

但シ三、服装ノ項丙ヲ「雨雪ノ際ハ概ネ雨具使用ノ儘敬礼ヲ
行フコト」ト修正相成候様致度

發普一八号	定決裁	1月26日	文書課長	(有原) 印	送發	1月26日	起案者	(八村) 印
-------	-----	-------	------	--------	----	-------	-----	--------

昭和十一年十二月十四日起案

事務官 (伊藤) 印

学務課長 (堀池) 印

普通学務局長 (菊池) 印

次官 (河原) 印

(阿原) 印

(乙黒) 印

(柴沼) 印

案

年月日

文部次官

宮内次官宛

行幸啓ノ節学校職員学生生徒児童敬礼方ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ別紙ノ通^(加筆)文部省訓令ヲ以テ制定致度就テハ貴

省ノ御意見承知致度何分ノ議御回報相煩シ度

備考

別紙添付ノコト(主務課ニアリ)

行幸啓ノ節学校職員学生生徒児童敬礼方

一 学校職員及指揮者ノ位置並部隊編成

学校長及職員ハ部隊ヲ編成シ最右翼ニ位置ス

指揮者ハ各部隊ノ右翼ニ位置ス

御車又ハ御召列車ガ左翼ヨリ御通過ノ節ハ前二項中右翼ト

アルヲ左翼トス

各部隊ノ長サハ地域其ノ他ノ状況ニ依リ一指揮者ノ指揮シ

得ル範圍内ニ於テ適宜之ヲ定ム

二 敬礼

甲 学生生徒児童ノ敬礼

(1) 武装セル場合

イ 指揮者ハ予メ着剣セシメ先乗ガ其ノ部隊ノ先頭ニ差

懸リタルトキ「氣ヲ付ケ」ノ号令ヲ下シ御車ガ凡ソ

二十五米ノ距離ニ近ヅキタルトキ「捧銃」ノ号令ヲ

下シ御車ガ其ノ部隊ヲ離ルルコト凡ソ十五米ノトキ

「立銃」ノ号令ヲ下ス

ロ 御召列車御通過ノ節ハ指揮者ハ御召列車ガ其ノ部隊

ヨリ凡ソ千米ノ距離ニ差懸リタルトキ「氣ヲ付ケ」

ノ号令ヲ下シ凡ソ百米ノ距離ニ於テ「捧銃」ノ号令

ヲ下シ御召列車ガ部隊ヲ離ルルコト凡ソ六十米ノト

キ「立銃」ノ号令ヲ下ス

(2) 武装セザル場合(女子ヲ含ム)

イ 立礼

1 指揮者ハ先乗ガ其ノ部隊ノ先頭ニ差懸リタルトキ

「氣ヲ付ケ」「脱帽」ノ号令ヲ下シ御車ガ凡ソ六十

米ノ距離ニ近ヅキタルトキ「礼」ノ号令ニ依リ上

体ヲ約三十度前方ニ屈セシメ直ニ「直レ」「頭右

(又ハ左)」ノ号令ヲ下シテ目迎目送セシメ御車ガ

其ノ部隊ヲ離ルルコト凡ソ十五米ノトキ「直レ」

ノ号令ヲ下シテ不動ノ姿勢ニ復セシメ適當ノ時ニ

「着帽」「休メ」ノ号令ヲ下ス

2 御召列車御通過ノ節ハ指揮者ハ御召列車ガ其ノ部

隊ヨリ凡ソ千米ノ距離ニ差懸リタルトキ「氣ヲ付

ケ」「脱帽」ノ号令ヲ下シ御召列車ガ凡ソ二百米

ノ距離ニ近ヅキタルトキ「礼」ノ号令ニ依リ上体

ヲ約三十度前方ニ屈セシメ直ニ「直レ」「頭右

(又ハ左)」ノ号令ヲ下シテ目迎目送セシメ御召列

車ガ其ノ部隊ヲ離ルルコト凡ソ六十米ノトキ「直

レ」ノ号令ヲ下シテ不動ノ姿勢ニ復セシメ適當ノ

時ニ「着帽」「休メ」ノ号令ヲ下ス

ロ 座礼

立礼ニ準ズ但シ「氣ヲ付ケ」ノ号令ニテ端坐セシム

座礼ノ場合ニ於ケル敬礼ハ両手ノ指ヲ揃ハ膝前約二

十糎ノ所ニ八字形ニ置キ指尖ノ間約十糎トシ上体ヲ

前方ニ屈シ額ハ坐面ヨリ約七、八糎ノ所迄下グルヲ

度トス

端坐ノ姿勢ハ両足ノ拇趾ヲ少シク重ねテ坐シ上体ヲ

真直ニシ両手ハ膝ノ上ニ置キ眼ハ前方ヲ正視ス

(3) 武装セル者ト武装セザル者トハ各別ニ部隊ヲ編成スル

ヲ原則トスルモ両者ヲ以テ一部隊ヲ編成セザルベカラ

ザルトキハ武姿セザル者ハ甲(1)ノ場合ニ於ケル「捧

銃」ノ号令ニ依リ頭右(又ハ左)ヲ為シテ目迎目送シ

「立銃」ノ号令ニ依リ元ノ姿勢ニ復スルモノトス

(4) 御徒歩又ハ御乗馬ノ節ハ(1)及(2)ニ準ジ適宜之ヲ行フモ

ノトス

乙 学校職員及指揮者ノ敬礼

甲ニ準ズルモノトス但シ指揮者帯刀ノ場合ニハ刀ニ依ル

敬礼ヲ為スモノトス

丙 校旗ノ敬礼

特別ノ場合ヲ除クノ外校旗ノ敬礼ヲ行フモノトス

校旗ノ敬礼ハ指揮者ノ下ス「捧銃(又ハ、「礼」)ノ号

令ニテ校旗ヲ持スル腕ヲ前方ニ伸シテ目迎目送シ「立

銃(又ハ目迎目送後ノ「直レ」)ノ号令ニテ其ノ腕ヲ

元ノ位置ニ復スルモノトス

三 服装

甲 制服ヲ着用スルモノトス但シ制服ナキ場合ニ於テハ概ネ

左ノ標準ニ依ル

(1) 男子職員

イ 洋服ノ場合

成可ク「フロックコート」又ハ「モーニングコー

ト」「シルクハット」又ハ黒山高帽、黒靴トス但シ

背広服(又ハ詰襟)、中折帽ヲ着用スルモ妨ゲナシ

ロ 和服ノ場合

成可ク紋付羽織、袴及足袋トス

(2) 女子職員

成可ク白襟紋付、袴及白足袋トス但シ洋服ヲ着用スル

モ妨ゲナシ

(3) 学生生徒児童

清楚ヲ旨トシ和服ノ場合ハ成可ク袴及足袋ヲ着用セシ

ム

乙 「氣ヲ付ケ」ノ号令(加筆)前(抹消)外套、コート、肩掛

等ヲ脱ギ傘ヲ畳ミ容儀ヲ整ヘシムベキモノトス但シ外被

ノ上ニ武装セル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

丙 雨雪ノ際ハ雨具使用ノ儘敬礼ヲ行フモ差支ナシ

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十三年文部省訓令第十八号行幸啓ノ節学生生徒敬礼方ハ

本令施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス

改正理由

明治四十三年文部省訓令第十八号行幸啓ノ節学生生徒敬礼方ハ

明治四十四年及大正五年ノ両度ニ亘リ改正セラレタルモ今日ニ

於テハ尚実情ニ即セズ且尽サザル点アルヲ以テ之ヲ廃シ新ニ制

定ノ要アルニ由ル

改正要項

一、御召列車ノ奉迎送ノ場合ニ於ケル敬礼方ヲ新ニ規定シタルコト

一、武装セザル場合（女生徒ヲ含ム）ニ於ケル敬礼ハ従来「礼」ノ号令ニヨリ上体ヲ約三十度前方ニ屈シタルママニテ御車ニ注目セシタルモ之ヲ改正シテ敬礼後一旦不動ノ姿勢ニ復セシメ^{（加筆）}目迎目送セシムルコト

一、武装セル者ト武装セザル者トヲ以テ一部隊ヲ編成スル場合ノ敬礼方ヲ新ニ規定シタルコト

一、座礼ヲ新ニ規定シタルコト

一、校旗ノ敬礼ヲ新ニ規定シタルコト

一、服装ニ関スル標準ヲ新ニ規定シタルコト

（注記5）

号	号
定決裁	定決裁
月日	月日
文書課長	文書課長
送発	送発
月日	月日
起案者	起案者
（入村）	（入村）

昭和十年五月廿五日起案

学務課長

普通学務局長

次官

専門学務局長

実業学務局長

社会教育局長

秘書課長

（吉田）
（高川）

（河原）
（堀池）
（赤間）
（阿原）
（三邊）

（花押）
（菊池）
（若松）
（田中）
（有光）

（山川）
（松尾）
（野尻）
（岡村）
（青戸）
（中村）
（高口）
（鬼木）
（注記6）

伺

行幸啓ノ節学校職員学生生徒児童敬礼方ニ関シ別紙ノ通制定致度就テハ予メ之ヲ宮内省ニ内協議相成可然哉

追テ伺済ノ上ハ主務課長ニ於テ本案持参ノ上宮内省当局ト内議ノ見込

行幸啓ノ節学校職員学生生徒児童敬礼方

一 学校職員及指揮者ノ位置並部隊編成

学校長及職員ハ部隊ヲ編成シ最右翼ニ位置ス

指揮者ハ各部隊ノ右翼ニ位置ス

御車又ハ御召列車ガ左翼ヨリ御通過ノ節ハ前二項中右翼ト

アルヲ左翼トス

各部隊ノ長サハ地域其ノ他ノ状況ニ依リ一指揮者ノ指揮シ得ル範囲内ニ於テ適宜之ヲ定ム

二 敬礼

甲 学生生徒児童ノ敬礼

(1) 武装セル場合

イ 指揮者ハ予メ着剣セシメ先乗ガ其ノ部隊ノ先頭ニ差

懸リタルトキ「気ヲ付ケ」ノ号令ヲ下シ御車ガ凡ソ

二十五米ノ距離ニ近ヅキタルトキ「捧銃」ノ号令ヲ

下シ御車ガ其ノ部隊ヲ離ルルコト凡ソ十五米ノトキ

「立銃」ノ号令ヲ下ス

ロ 御召列車御通過ノ節ハ指揮者ハ御召列車ガ其ノ部隊

ヨリ凡ソ千米^(加筆)〔二五秒〕ノ距離ニ差懸リタルトキ「氣ヲ付ケ」ノ号令ヲ下シ凡ソ百米ノ距離ニ於テ「捧銃」ノ号令ヲ下シ御召列車ガ部隊ヲ離ルルコト凡ソ六十米ノトキ「立銃」ノ号令ヲ下ス

(2) 武装セザル場合(女子ヲ含ム)

イ 立礼

1 指揮者ハ先乗ガ其ノ部隊ノ先頭ニ差懸リタルトキ「氣ヲ付ケ」「脱帽」ノ号令ヲ下シ御車ガ凡ソ六十米ノ距離ニ近ヅキタルトキ「礼」ノ号令ニ依リ上体ヲ約三十度前方ニ屈セシメ直ニ「直レ」「頭右(又ハ左)」ノ号令ヲ下シテ目迎目送セシメ御車ガ其ノ部隊ヲ離ルルコト凡ソ十五米ノトキ「直レ」ノ号令ヲ下シテ不動ノ姿勢ニ復セシメ適當ノ時ニ「着帽」「休メ」ノ号令ヲ下ス

2 御召列車御通過ノ節ハ指揮者ハ御召列車ガ其ノ部隊ヨリ凡ソ千米ノ距離ニ差懸リタルトキ「氣ヲ付ケ」「脱帽」ノ号令ヲ下シ御召列車ガ凡ソ二百米ノ距離ニ近ヅキタルトキ「礼」ノ号令ニ依リ上体ヲ約三十度前方ニ屈セシメ直ニ「直レ」「頭右(又ハ左)」ノ号令ヲ下シテ目迎目送セシメ御召列車ガ其ノ部隊ヲ離ルルコト凡ソ六十米ノトキ「直レ」ノ号令ヲ下シテ不動ノ姿勢ニ復セシメ^(採道)「休メ」ノ直前着帽セシム^(加筆)〔適當ノ時ニ「着帽」「休メ」ノ号令ヲ下ス〕

ロ 座礼

立礼ニ準ズ但シ「氣ヲ付ケ」ノ号令ニテ端坐セシム座礼ノ場合ニ於ケル敬礼ハ両手ノ指ヲ揃ヘ膝前ニ八字形ニ置キ指尖ノ間約七八糎トシ上体ヲ前方ニ屈シ額ハ坐面ヨリ約七八糎ノ所迄下グルヲ度トス

端坐ノ姿勢ハ両足ノ拇趾ヲ少シク重ねテ坐シ上体ヲ真直ニシ両手ハ膝ノ上ニ置キ眼ハ前方ヲ正視ス

(3) 御徒歩又ハ御乗馬ノ節ハ(1)及(2)ニ準ジ適宜之ヲ行フモノトス

乙 学校職員及指揮者ノ敬礼

甲ニ準ズルモノトス但シ指揮者帯刀ノ場合ニハ刀ニ依リ敬礼ヲ為スモノトス

丙 校旗ノ敬礼

特別ノ場合ヲ除クノ外校旗ノ敬礼ヲ行フモノトス
校旗ノ敬礼ハ指揮者ノ下ス「捧銃(又ハ「礼」)」ノ号令ニテ校旗ヲ持スル腕ヲ前方ニ伸シテ目迎目送シ「立銃(又ハ目迎目送後ノ「直レ」)」ノ号令ニテ其ノ腕ヲ元ノ位置ニ復スルモノトス

三 服装

甲 制服ヲ着用スルモノトス但シ服制ナキ場合ニ於テハ概ネ左ノ標準ニ依ル

1 男子職員

イ 洋服ノ場合

成可ク「フロックコート」又ハ「モーニングコート」

ト、「シルクハット」又ハ黒山高帽、黒靴トス但シ

背広服ヲ着用スルモ妨ゲナシ

口 和服ノ場合

成可ク紋付羽織、袴及白足袋トス

2 女子職員

成可ク白襟紋付、袴及白足袋トス但シ洋服ヲ着用スル

モ妨ゲナシ

3 学生生徒児童

清楚ヲ旨トシ成可ク袴及足袋ヲ着用セシム但シ洋服ヲ

着用セシムルモ妨ゲナシ

乙

「氣ヲ付ケ」ノ号令前予メ外套、コート、肩掛等ヲ脱ギ
傘ヲ畳ミ容儀ヲ整^(採池)フ^(加筆)〔ヘシム〕ベキモノトス但シ外被ノ

上ニ武装セル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

丙

雨雪ノ際ハ雨具着用ノ儘敬礼ヲ行フモ差支ナシ

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十三年文部省訓令第十八号行幸啓ノ節学生生徒敬礼方ハ

本令施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス

理由

行幸啓ノ節学生生徒敬礼方ニ関シテハ明治四十三年文部省訓令第十八号ニ依リ規定セラレ其ノ後必要ニ応ジ再度ノ改正ヲ施シタルモ今日ニ於テハ尚実情ニ即セズ且尽サザル点アリテ種々不便有ルヲ以テ之ヲ廃止シ新ニ制定ノ要アルニ由ル

(注記7)

發普一八号
定決裁
6月10日
文書課長
有願
送發
6月11日
起案者
入村

(注記8)

昭和十二年六月三日起案

事務官^(曹戸)

学務課長^(堀池)

普通学務局長代^(堀池)

文書課長^(堀池)

(注記9)

田村

菊川

官報正誤案

昭和十二年六月三日文部省訓令第二十七号中^(加筆)第九十九頁第一
段^(採池)〔第二十六〕^(採池)〔後ヨリニ〕行「部隊」^(採池)〔トアリシハ〕^(加筆)〔其ノ部
隊〕ノ報告誤^(加筆)

〔十四日官報登載〕

(注記1)

「三八」(簿冊内件名番号)

(注記2)

「第二十七号」

(注記3)

「六月三日付」

(注記4)

「文部省ノ發普18号ノ昭和12・2・8」

(注記5)

「秘」

(注記 6)

「施行後要再回^(鴨狩)」

(注記 7)

「急」

(注記 8)

「完結」

(注記 9)

「記録掛 / 16・2・28 / 受領」

(下札)

①種別 ^(中山) い一 / 聯繫 よ一 / 登録追加 / 件名 ^(抹消) 「地方庁、直轄

学校等へ通牒」文部省訓令第二七号、行幸啓ノ節学校職員学生生

徒児童敬礼方ニ関スル件 / 番号 発普第一八 / 結了年月日 昭和

一一、六、一 / 保存年限 ムキ / 枚数 一括」

〔自大正12年11月至昭和21年5月
帝室ニ関スル総規 第2冊〕文部
省^② 3A, 30-5, 1045